



男女共同参画推進プラン

ぱいぬ島“ワイン・ワイン”プラン



平成25年4月
竹富町

プランの愛称「ぱいぬ島 “ワインワイン” プラン」とは

「win-win（ワインワイン）」とは、双方にメリットがある状態や良い関係を表すことば。竹富町内における男女の関係においても、お互いの立場や存在を理解し、いつの世までも末永くよい関係を築いていけるようにとの願いが込められています。

竹富町男女共同参画推進プラン ～ぱいぬ島“ワインワイン”プラン～の策定にあたって



少子高齢化、高度情報化、国際化の進展等、地域をとりまく環境は大きく変化しており、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の最重要課題とされています。しかし、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく慣行は依然として存在しており、男女が共に喜び共に責任を分かち合う男女共同参画社会となるには数多くの課題が残されているのが現状です。

竹富町では、平成 23 年 4 月に沖縄県内の町では初めてとなる「竹富町男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的な事項を定めました。

この度、男女共同参画に関する施策を、より総合的かつ計画的に推進し、その実効性を確保するための指針となる 4 項目の基本目標と 12 項目の基本方針を掲げ、その実現に向けて「竹富町男女共同参画推進プラン～ぱいぬ島 “ワインワイン” プラン～」を策定いたしました。

男女共同参画社会は、町の取り組みだけで実現できるものではなく、あらゆる方々のご理解とご協力、そして具体的な行動が不可欠です。すべての町民が性別に関わりなく、一人ひとりが家庭、地域、職場、学校などあらゆる分野において生き生きと暮らすことができるよう、「日本一豊かなまちづくり」の実現に向けて様々な施策を推進してまいります。

結びに、本プランの策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆様をはじめ、竹富町男女共同参画推進協議会委員及び同推進委員会委員、竹富町議会議員並びに関係機関各位に対しまして心からお礼申し上げます。

平成 25 年 4 月

竹富町長 川 満 栄 長

目 次

第1章 計画策定の基本方針

1. 計画策定の趣旨	1
2. 基本理念	1
3. 計画の期間	2

第2章 計画策定の背景

1. 世界の動き	3
2. 国内の動き	3
3. 沖縄県・竹富町の動き	4

第3章 基本計画－基本目標と基本方針及び施策

【基本目標1 男女共同参画推進に向けた意識づくりと人権の尊重】	5
基本方針 1 男女共同参画推進に向けた意識づくり	5
基本方針 2 人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進	7
基本方針 3 男女間、子どもに対するあらゆる暴力の根絶	7
【基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進】	8
基本方針 4 政策・方針決定過程への参画の推進	8
基本方針 5 地域社会における男女共同参画の推進	9
基本方針 6 家庭生活における男女共同参画の推進	9
基本方針 7 国際協調の推進	10
【基本目標3 男女平等な雇用環境の整備】	11
基本方針 8 男女が共に働くための環境整備	11
基本方針 9 子育て支援施策の整備	12
基本方針 10 農林水産業・商工業などの就業と経営の参画	12
【基本目標4 生涯生き生きと暮らせる社会づくり】	13
基本方針 11 生涯を通じた健康づくりの推進	13
基本方針 12 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境整備	14
体系図	15

資料編

男女共同参画社会基本法	17
沖縄県男女共同参画推進条例	23
竹富町男女共同参画推進条例	27
竹富町男女共同参画推進委員会設置要綱	31
竹富町男女共同参画推進協議会委員名簿	32
竹富町男女共同参画推進委員会委員名簿	33
用語解説	34

本文中に出てくる「※」が付いた語句は、資料編に用語解説を掲載しています。

第1章 計画策定の基本方針

- 1. 計画策定の趣旨
- 2. 基本理念
- 3. 計画の期間

第1章 計画策定の基本方針

1. 計画策定の趣旨

この計画は、男女共同参画社会基本法*第14条第3項及び竹富町男女共同参画推進条例第8条第1項の規定に基づいて策定するものです。

少子高齢化、高度情報化、国際化の進展等、地域をとりまく環境は大きく変化してきており、男女共同参画社会*の実現が、21世紀の最重要課題とされています。しかし、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく慣行は依然として存在しており、男女が共に喜び共に責任を分かち合う男女共同参画社会となるには数多くの課題が残されているのが現状です。

当計画は、男女の性別による違いと出産を担う女性の役割を認めながら、男性・女性ともに、個人の個性や能力を認め合って、家庭や職場や地域で協力し援助し合い、喜びと責任を分かち合って生きていくことにより、一人ひとりがキラキラと輝ける町「日本最南端の大自然と文化の町」の実現を目指し、町民、事業者、地域の各団体、行政等が一体となって取り組み、推進するための基本方針を定めるものです。

2. 基本理念

男女共同参画社会基本法及び竹富町男女共同参画推進条例に基づき次の事項を基本理念として進めます。

(1) 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的、間接的であるかを問わず、性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女ともに自立した個人として個性が尊重され、能力を発揮する機会が確保されること、男女ともに多様な生き方が選択でき、かつその生き方が尊重され、自己決定権が確立されること。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、町の施策や事業所等の活動における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭並びに社会生活における活動等への共同参画

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職場、地域その他社会生活における活動について対等に参画することができるようすること。

(5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利^{*}の尊重

男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の生涯にわたる性と生殖に関する健康の保持及び自己決定が尊重されることを旨として、行わなければならない。

3. 計画の期間

計画は、平成 25（2013）年度から平成 34（2022）年度までの 10 年間とします。

社会、経済状況等の大きな変化に応じ、適宜、見直しを行います。

第2章 計画策定の背景

1. 世界の動き

2. 国内の動き

3. 沖縄県・竹富町の動き

第2章 計画策定の背景

1. 世界の動き

国際連合（以後=国連とする）は昭和 50（1975）年を「国際婦人年※」と定めそれに続く「国連婦人の十年※」を契機に、「平等・開発・平和」を目標に掲げ、女性の地位向上を目指した活発な活動が各国で展開されるようになりました。

昭和 54（1979）年には、国連で「女子差別撤廃条約※」が採択され、「国際婦人の十年」の最終年である昭和 60（1985）年には、ナイロビで開催された「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されたことにより、あらためて男女平等に向けた実効性のある行動が必要であるという決意が示され、批准各国の取り組みの指針とされました。

その後、平成 7（1995）年には、「第4回世界女性会議※」が北京で開催され、女性のエンパワーメント※の取り組みの強化や、各分野でのパートナーシップの確立などを盛り込んだ行動綱領※と、実施に向けた行動への決意として「北京宣言※」が採決されました。

そして、平成 12（2000）年には、「北京行動綱領」採択 5 年後の実施状況の評価・検討、更なる取り組みの確認のため世界女性会議がアメリカのニューヨークで行われました。

2. 国内の動き

日本国内においても、国際的な流れに対応して、女性問題解決に向けたさまざまな取り組みがなされてきました。

昭和 50（1975）年には、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和 52（1977）年には、「国内行動計画」として、向こう 10 年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにし、女性問題の本格的な取り組みを始めました。

その結果、昭和 60（1985）年には、「女性差別撤廃条約」を批准し、これを契機に、国籍法の改正や男女雇用機会均等法※の制定など、特に法制度面の整備が進められました。

平成 6（1994）年には、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部員とする男女共同参画推進本部※が発足し、総理府に「男女共同参画室」が設置されました。

また、平成 8（1996）年には、内閣総理大臣の諮問機関である男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」が答申され、それに基づいて同「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

21世紀の重要な課題である、男女共同参画社会の実現を確実に促進するための「男女共同参画社会基本法」が、平成12（2000）年に制定されて、基本理念と重要目標が示されました。

特に、平成13（2001）年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」*が制定され、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組がなされました。

平成17（2005）年に「男女共同参画基本計画」*の見直しが行われ、新たに「科学技術」「防災・災害復興」「地域おこし・まちづくり・観光」「環境」分野への男女共同参画が取り上げられ、これまで以上に男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取り組みが実施されています。

また、平成22（2010）年には男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして、第3次男女共同参画計画が策定されました。

3. 沖縄県・竹富町の動き

平成15（2003）年には、男女共同参画社会をめざして「沖縄県男女共同参画推進条例」が制定され「沖縄県男女共同参画基本計画」に基づき、各施策を推進するための活動を行っています。

竹富町は家庭、地域、職場における男女の人権の尊重、社会の慣行の見直しを中心に、国の「男女共同参画基本計画」の趣旨に沿った行動計画や施策を実施し、地域の実情に沿った活動や事業の取り組みを行ってきました。

また、平成23（2011）年4月には、県内の町で初めて「男女共同参画推進条例」が制定されました。

第3章 基本計画 - 基本目標と基本方針及び施策



第3章 基本計画 - 基本目標と基本方針及び施策

基本目標1 男女共同参画推進に向けた意識づくりと人権の尊重

個人の尊重と法の下の平等が日本国憲法でうたわれ、法制度の見直しや男女共同参画基本計画の推進などにより、男女共同参画は少しずつ進んできたかのように見えます。

実際、学校教育での平等感は高くなっていますが、いまだに「社会の制度や慣行」「職場」「政治や行政面」では、男性優遇感が高い結果になっています。

男女平等社会づくりの障害となっているものに、いまだ根強く残る「男は仕事、女は家事・育児」といった固定的性別役割分担*意識があります。

性別役割分担意識は、自分の生き方ばかりでなく、他人の生き方もも固定的にとらえ、個人の資質能力を充分に発揮する機会を奪い、自分らしい生き方の選択や多様な生き方を容認しにくくしています。

社会のあらゆる場における固定的性別役割分担や、個人の能力を否定するジェンダー*の意識に敏感な視点をもち、性別に関係なく地域・家庭等で個々の能力、個性、意見が反映でき、責任を持つ男女共同参画社会の実現のための意識づくりを目指します。

基本方針1 男女共同参画推進に向けた意識づくり

家庭は、個人の尊厳と男女平等の理念のもとで、家族の構成員一人ひとりが性別に関係なく、人間らしく生きる場として尊重されるべきです。

現在、女性の社会や職場進出が進み、共働きの家庭が増えてきましたが、多くの家庭で「家事・育児・介護等は女性の仕事」、「責任ある仕事、決定は男性」という役割意識が存在しており、女性にとって職場と家庭の両立は難しい状況です。

このような性別による役割分担意識は、一律に性別によって役割を発揮する場を奪うとともに、育児や介護に対して協働、参加する機会を奪い、一部の人に負担、責任を押し付けることになります。

また、家庭でのしつけや教育、生活習慣等が子どもの持つ男女平等観や性別による役割分担意識に強く影響することを認識し、家庭内での男女共同参画の意識づくりを進める必要があります。

学校教育においては、諸々の意識調査の事例等によると平等感が高い結果が出ていますが、個人の能力を性別にかかわりなく発揮できる将来を選択するための男女平等意識を自然に身につけ、性別にとらわれずに、それぞれの個性と能力を十分に発揮していくための教育が必要です。

また、若年層の望まない妊娠の増加など、児童生徒の発達段階を踏まえて、自分自身を大切にし、相手の心身の健康について思いやりを持つことが重要です。

家庭、地域が、今後とも学校と連携をとり男女平等の意識づくりを進めます。

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、仕事と家庭の両立を可能とする制度の条件整備は進みましたが、企業内では依然として制度の活用がなされていなかつたり、利用しにくいという現状にあります。

今後、このような状況を変えていくためには、制度の説明や理解を深めるための啓発や関係法規などの周知を徹底するとともに、男性が家事に関わるための休暇取得の理解や、働きたい女性への研修・支援策など、職場内での男女共同参画の意識づくりを進めることができます。

地域社会においても、様々な制度・慣行の中に「家制度」を中心とする男女の固定的な役割分担意識が根強く存在します。

(例として、各種行事・式典・集落の集会など地域の政策決定の場は男性を中心であり、女性はそれらの補佐的な役目をしています。また、授業参観・PTA・保護者会などの参加者のほとんどが女性であるのに対し、組織の代表者や重要な役職の多くは男性というのが実情です。)

このような地域社会における男女の固定的役割分担に捉われず、一人ひとりの意志によって様々な活動ができるような男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行などの見直しが必要であり、祭事等の伝統文化を見直すという男女共同参画社会とは異なります。

施策

- ☆ジェンダーに対する正しい理解を促す啓発活動
- ☆固定的な性差別役割分担の解消に向けた講演会等の開催
- ☆広報等を活用した啓発活動
- ☆学校における男女平等教育の推進
- ☆保護者活動への積極的参画及び女性役員の就任促進
- ☆職場研修の実施
- ☆意識調査の実施

基本方針2 人権尊重の視点に立った男女共同参画の推進

人権尊重や男女平等の意識は日常生活の中で形成されるものです。人権尊重の理念を定着させ、男女は互いに対等な存在であるとの認識を深めていくことが必要です。人権啓発活動にかかる機関等（法務局、人権擁護委員等）と連携・協力し、積極的に人権啓発活動を推進します。

学校教育においては、人権や男女平等の意識づくりに大きな影響を及ぼします。将来を担う子どもたちが自然に人権尊重、男女平等の意識を身につけられるような教育を推進していく必要があります。

施策

☆人権啓発活動の推進

☆人権を尊重し、男女平等と自立を図る教育・学習の推進

基本方針3 男女間、子どもに対するあらゆる暴力の根絶

近年、男女間の暴力は、配偶者等からの暴力（DV）*で象徴される女性に対する暴力の認識はかなり高くなっていますが、身体的暴力だけでなく、心理的な暴力、経済的な拘束なども含まれることや、セクシュアル・ハラスメント*の理解を深めるなどの啓発活動が必要です。

また、女性だけでなく子どもの虐待などに関する相談件数が増加し、保育所、学校、町、県、その他関係機関等と連携した、すばやい対応による保護、自立支援が求められています。

施策

☆DV（ドメスティック・バイオレンス）・児童虐待等の防止と被害者保護のために、

関係機関とのネットワークの充実

☆男女間における暴力の予防のための啓発

基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進

私たちの生活している地域は、男性・女性、子ども、青年、壮年、高齢者と性別、年齢層の異なるさまざまな人から成り立っています。従って、家庭・地域・職場などあらゆる分野に、構成している男女、世代の考え方や意見が反映されることが必要です。しかし、政策・方針決定の場に参画しているのは男性が多く、女性の意見が反映されていないという意識が高い結果になっています。

また、社会の多くの制度・慣行には、長い年月をかけ性別による固定的な役割分担・世帯単位といった特徴が見受けられます。

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、男女共同参画社会を実現するためには、社会における活動を選択する際に、社会の制度・慣行が固定的な性別役割分担を反映することなく、女性にも男性にも中立的に働くよう、制度や慣行を見直していくとともに、政策や方針決定の場に自覚と責任を持って参画し、男女双方の意見を反映させるよう努めます。

基本方針4 政策・方針決定過程への参画の推進

男女共同参画社会を形成していくためには、性別にかかわりなく一人ひとりが個性と能力を十分に發揮できる社会にしていかなければなりません。

これまで、政策・方針決定の場に参画する機会が少なかった女性の参画を推進していくためには、女性の能力を引き出し、発揮していくための学習機会等の充実を図ることや、女性の人材に関する情報を整備していく必要があります。

現在、本町の各審議会等における女性委員の登用率は14.6%（平成24年4月1日現在）となっており、県内市町村平均25.6%と比較すると低い状況にあります。政策・方針決定過程への女性の参画を促進する取り組みの一つとして、町の審議会等への女性登用率を平成34（2022）年度までに30%とする目標を掲げ、女性自身が意欲を持ち能力を高めていくために、女性のエンパワーメントにつながる施策を推進します。

施策

- ☆男女共同参画のためのエンパワーメントの支援
- ☆各審議会等への女性委員の登用促進（目標登用率30%）
- ☆審議会、政策・方針決定の場への参画の必要性の啓発
- ☆審議会等に参画できる人材の発掘・育成

基本方針5 地域社会における男女共同参画の推進

地域では環境・福祉・教育・まちづくり、地域の安全など、生活に密接に関わりのある活動が、さまざまに行われています。こうした活動には、地域に暮らす男女が共に関わり、政策・方針決定の場に参画し、成果と責任を分かち合っていくことが望まれます。しかし、実際の地域活動は女性の参加が多いのにもかかわらず、男性が組織の中心を担っており共同参画がなされていない状況です。

男女がさまざまな地域活動に関わっていくためには、固定的な性別役割分担意識の改善はもちろんのこと、男性のみならず女性を中心としたリーダー育成と意識改革のための啓発が必要です。

また、消防・防災活動への女性の参加や、地域リーダーやNPO・ボランティア団体などの組織育成、地域活動拠点の機能強化に努め、男女ともに参画する協働のまちづくりを目指します。

施策

- ☆地域公民館等における女性リーダーの育成
- ☆消防・防災活動への女性参画の推進
- ☆各種地域団体との連携

基本方針6 家庭生活における男女共同参画の推進

少子化が進む中で、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての社会的責任を果たすことのできる社会づくりが期待されています。子育ては性別にかかわりなく親の重要な役割ですが、実際には子育てへの父親の参加は少ないのが現状です。父親と母親が協力して、子どもの健やかな発育・発達と自立を助けていくという子育ての役割と責任、そして喜びを男女が分かちあっていくことが重要です。

また、高齢社会の到来に伴い、介護はますます重要な問題になります。家庭における介護は女性が多くを担っている現状にありますが、男性も同様に介護を担っていくことが大切であり、介護を社会全体の問題と捉え、負担の軽減が図られるよう介護保険制度の利用など多くの人がかかわっていく必要があります。

家庭生活における男女共同参画を進めるためには、男性が家事や子育て・介護等へ参画しやすい環境づくりや社会的支援の充実とともに、男女で家庭責任を共有していく意識を育てる必要があります。

施策

- ☆家事・育児・介護講座などの実施
- ☆介護支援サービスの充実や相談支援

基本方針 7 国際協調の推進

男女共同参画は世界的規模で進められている取り組みです。世界の問題は私たちの問題とつながっているということを認識し、世界の動き、人々の考え方や価値観など国際的な視点で考え、理解を深めていくことが大切です。

本町でも外国人住民が生活しています。その人たちの言葉、歴史、伝統、文化を学習し理解しあうことで、国によるジェンダーの違いを理解し、改めて日本における固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、誰もが住みやすい男女共同参画のまちづくりを目指します。

施策

☆国際性豊かな人づくり

基本目標3 男女平等な雇用環境の整備

働くことは、人間として基本的な権利です。男性も女性も、働く意思が尊重され、働く権利は実質的に保障されるものです。そして労働は人びとの生活の経済的基盤を形成するものであり、男女共同参画社会にとって、この分野は極めて重要な意味を持っています。

近年、女性のライフスタイルや就労意識の変化などにより、年々女性の就労希望者は増え、職場における女性の進出への期待が高まると予測されています。

男女共同参画においては、女性が職場で個人の能力を発揮し、生涯を通じて充実した職場生活を送れる環境づくりが大きな課題となっています。

女性が「個」としての主体性を確保しながら自らの人生を設計し、対等なパートナーとして男性と共に参画していくことのできる社会の実現に努めます。

基本方針8 男女が共に働くための環境整備

男女雇用機会均等法等の改正を含め、働く女性を取り巻く法制度の整備は進んできましたが、男女の就業状況の格差は依然として残っています。例えば、昇任・昇進・賃金・昇給等に男女の格差感があります。さらに女性の就労形態には、パートタイム労働等の不安定なものが多いなどが挙げられます。

また、男女ともに育児休業を取得できるように育児休業法が改正されましたが、ほとんど活用されておらず、制度の周知と活用の啓発が必要です。

施策

- ☆事業者等に対する男女共同参画の啓発
- ☆育児休業の制度の啓発、取得の向上
- ☆女性の出産、育児終了後の再就職（再チャレンジ）支援
- ☆ポジティブ・アクション（積極的改善措置）^{*}の促進

基本方針 9 子育て支援施策の整備

急速な少子化と核家族化、女性の社会進出により、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、学校の放課後や休日を子どもたちだけで過ごす家庭が増加している現状があるなど、保育サービスへの要望が拡大し、子育てに悩む親の増大や児童虐待などの課題が山積しています。

男女共に、結婚や子育てに対して、経済的負担の増加や行動の自由が制限されるというマイナスのイメージを持つ人が増えてきて、晩婚化、少子化の原因となっています。しかし、結婚や子育ては、仕事・その他の活動分野での自己実現と矛盾せず、むしろ自己実現にとって貴重な体験となること、子どもを産みたい人が安心して子どもを産み育てることができるように、多くの人が育児に関わっていくことで、子どもと子育てにやさしい社会づくりを進めていく必要があります。

そのために、子育ては女性の役割という固定的な役割分担意識を見直し、安心して出産できる環境整備、乳児期の保健指導、子育て支援のための各種相談、保育ニーズに応じたサービスの充実、子ども自身が伸び伸び育つように子育て支援体制の推進、職場や地域など社会全体の協力を求める意識啓発が大切です。

施策

- ☆子育てのための環境整備
- ☆多様な就労形態に応じた保育サービスの充実と環境整備
- ☆子育て相談支援体制の充実
- ☆母子・父子支援の充実
- ☆各種健康診査での相談機能の充実
- ☆妊娠・出産等に関する健康支援

基本方針 10 農林水産業・商工業などの就業と経営の参画

農林水産業や商工業等の自営業においては、女性が、農林水産業の生産・商工業に重要な役割を果たしており、経営に積極的に参加しているにもかかわらず、固定的な役割分担・慣習、また家族経営であるため、労働に対する適正な評価がされにくいのが現状です。また、経営方針決定過程への参画もあまり進んでいません。

この認識に立ち、女性が「個」としての主体性を確保しながら自らの人生を設計し、男女が真に対等なパートナーとして協力し合い、互いに生き生きと暮らすことができるよう、多様な考え方や能力が生かせる条件整備を進めます。

施策

- ☆農林水産業・商工業者などに対する男女共同参画の啓発
- ☆家族経営協定*の普及推進
- ☆女性の能力向上のための研修機会の充実

基本目標4 生涯生き生きと暮らせる社会づくり

私たちを取り巻く生活環境の変化は、人々の価値観・生活感を多様化させ、高齢者のみの家庭、障がい者のいる家庭、ひとり親の家庭など、さまざまな家庭形態を生み出しています。

子どもから高齢者まで、どのような生き方を選択したかにかかわりなく、誰もが生涯を通じて人権が尊重され、健康で安心して暮らすことは憲法に保障された基本的人権であると同時に、多様なライフスタイルを認め合う男女共同参画にとって必須の条件です。

住民一人ひとりが地域の中でそれぞれの能力を発揮し、お互いに支えあいながら安心して暮らせる環境づくりと、笑顔で生き生きと安心して暮らせるまちづくりを目指します。

基本方針11 生涯を通じた健康づくりの推進

生活習慣病（がん・脳卒中・糖尿病など）は高齢者だけでなく働き盛りの世代にも多く、若年層にまでおよんでいます。普段からの生活に対する気配りで防ぐことができ、職域保健と連携して進めていく必要があります。

また、生活を取り巻く環境の変化（車社会、食生活の乱れなど）のため、生活習慣病は増加傾向にあり、特に、糖尿病対策と禁煙対策が急務です。

そして、健康な高齢期を迎えるために健康づくりを支援し、健康維持のための指導、診断、心配ごとなど精神的不安を取り除くカウンセリングなど、さまざまな保健サービスに努めていく必要があります。

男女共同参画を進める上で、子どもから高齢者まですべての人が、生涯を通じて健康な社会生活を送るために、食生活の改善、健康づくり運動習慣の確立に向けた各種教室の充実や家庭、地域での活動が必要です。

施策

- ☆健康教育・健康相談の充実
- ☆運動教室の充実
- ☆高齢者の包括的な支援体制
- ☆健康づくりの推進
- ☆生活習慣病の早期発見・早期治療体制の整備

基本方針 12 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境整備

高齢化に伴い介護を要する高齢者の数は今後も増加し、介護の負担はますます大きくなることが予測されます。現在、高齢者の介護の問題は、家庭だけでなく、地域でも深刻な問題となってきています。

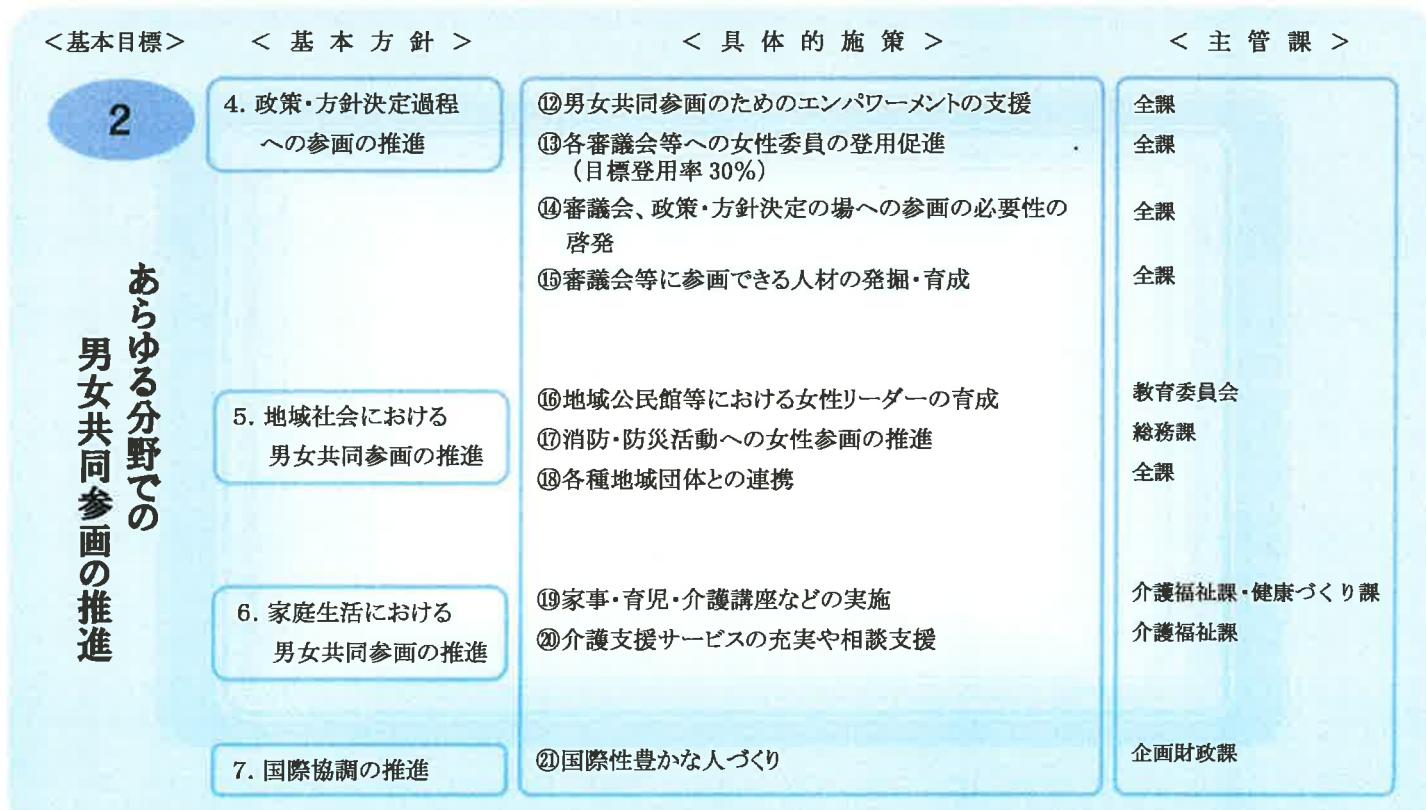
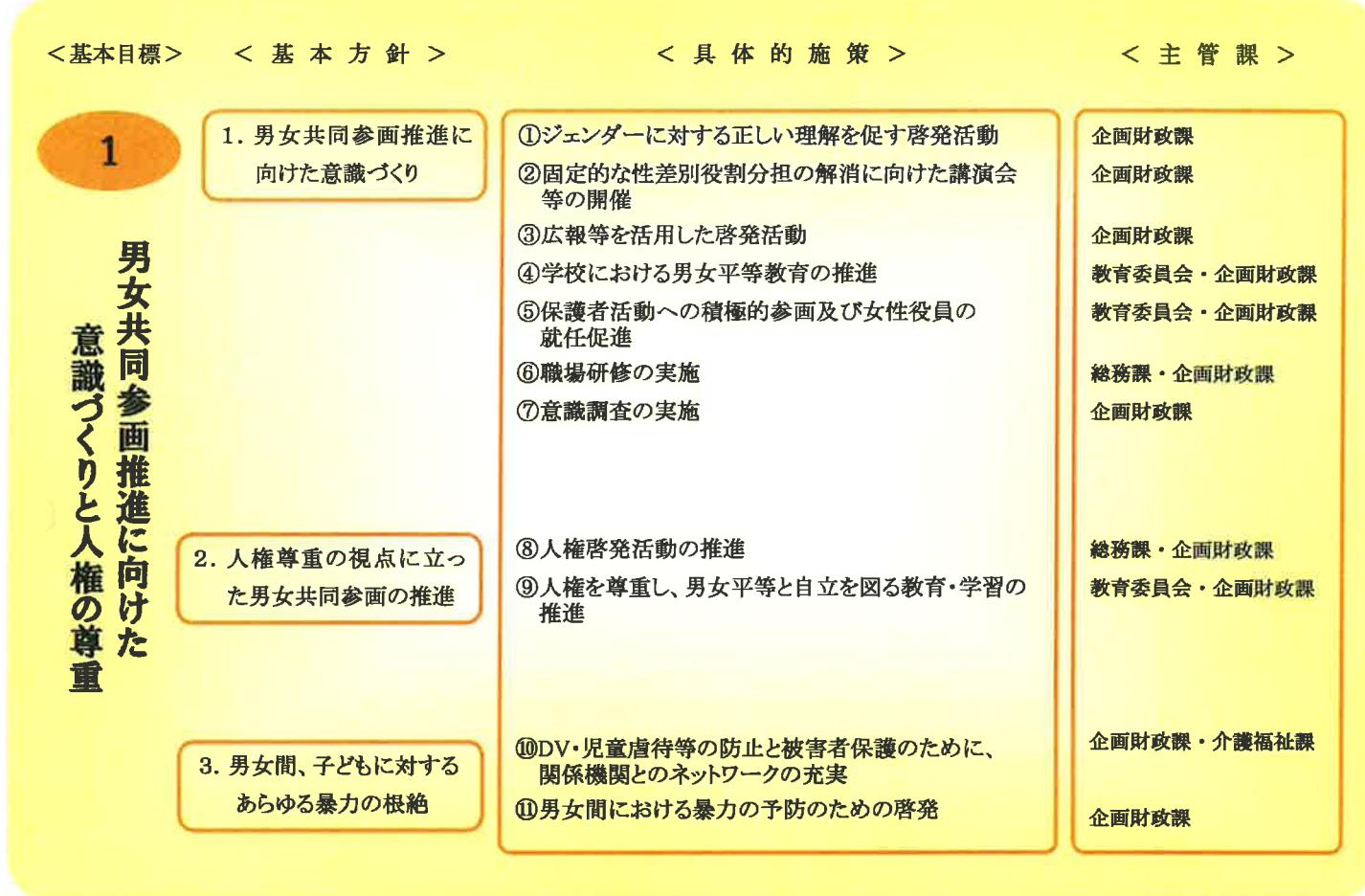
高齢社会を豊かで活力ある参画社会にするためには、高齢者を単に支えられる側に位置付けるのではなく、年齢のみに基づく固定的な見方を排除し、他の世代と共に、社会を支える重要な一員として、高齢者の役割を積極的にとらえる必要があります。また、高齢者や障がい者の社会参画の機会の拡大や経済的自立を確保し、年齢や障害の有無にかかわらず、安心して暮らせる生涯現役社会を目指した取組が必要です。

そのためには、住み慣れた地域で安定した暮らしを実現できるように在宅福祉サービスの充実につとめることが重要であり、高齢者が生涯を通じて長年培ってきた知識や経験を活かし、同じ趣味や目的、意見を持った人たちが集うクラブ活動、教室などを開くとともに、地域福祉の総合的な窓口を拡充し、支援体制の整備を図ります。

施策

- ☆相談支援体制の充実
- ☆障がい者の社会参加の促進
- ☆ユニバーサルデザイン※の推進

竹富町男女共同参画推進プラン ～ぱいぬ島 “ウインウイン” プラン～ 体系図



<基本目標> < 基本方針 > < 具体的施策 > < 主管課 >

3

男女平等な雇用環境の整備

8. 男女が共に働くための環境整備

- ㉒事業者に対する男女共同参画の啓発
- ㉓育児休業の制度の啓発、取得の向上
- ㉔女性の出産、育児終了後の再就職(再チャレンジ)支援
- ㉕ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の促進

商工観光課・企画財政課
商工観光課・総務課・企画財政課
企画財政課

9. 子育て支援施策の整備

- ㉖子育てのための環境整備
- ㉗多様な就労形態に応じた保育サービスの充実と環境整備
- ㉘子育て相談支援体制の充実
- ㉙母子・父子支援の充実
- ㉚各種健康検査での相談機能の充実
- ㉛妊娠・出産等に関する健康支援

商工観光課・企画財政課

介護福祉課・健康づくり課
介護福祉課

10. 農林水産業・商工業などの就業と経営の参画

- ㉚農林水産業・商工業者などに対する男女共同参画の啓発
- ㉛家族経営協定の普及推進
- ㉜女性の能力向上のための研修機会の充実

農林水産課・商工観光課
農林水産課・企画財政課
農林水産課・企画財政課

<基本目標>

< 基本方針 >

< 具体的施策 >

< 主管課 >

4

生涯生き生きと
暮らせる社会づくり

11. 生涯を通じた健康づくりの推進

- ㉝健康教育・健康相談の充実
- ㉞運動教室の充実
- ㉟高齢者の包括的な支援体制
- ㉟健康づくりの推進
- ㉞生活習慣病の早期発見・早期治療体制の整備

健康づくり課・介護福祉課
健康づくり課・介護福祉課
介護福祉課
健康づくり課
健康づくり課

12. 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境整備

- ㉟相談支援体制の充実
- ㉞障がい者の社会参加の促進
- ㉟ユニバーサルデザインの推進

介護福祉課
介護福祉課
全課

資料編



男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

目次

前文

第一章 総則（第一条－第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条－第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条－第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連携しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合はず、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにはかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十三条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出

しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 第二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。
（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるような適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指名する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときには、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他の会議に関する必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並び

にこれらに類する者として政令で定めるものを除く。) である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

沖縄県男女共同参画推進条例

平成 15 年 3 月 31 日
条例第 2 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）
- 第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第 9 条—第 18 条）
- 第 3 章 沖縄県男女共同参画審議会（第 19 条・第 20 条）
- 第 4 章 雜則（第 21 条）

附則

個人の尊重と法の下の平等は、日本国憲法の崇高な理念であり、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。

沖縄県においては、国際社会や国内の動向を踏まえ、男女平等を実現するための様々な取組を進めてきた。

しかしながら、現実には、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、また、社会のあらゆる分野における性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会通念、習慣、しきたり等が依然として存在しており、真の男女平等の達成には、なお多くの課題が残されている。

こうした状況の中で、少子高齢化や国際化など社会経済情勢の急激な進展に対応し、豊かで活力ある沖縄県を築くためには、本県の地域性等にも配慮しつつ男女が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に發揮し、お互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会の実現を図る必要がある。

ここに、私たち沖縄県民は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、市町村、県民及び事業者が一体となって、男女共同参画の推進に取り組むため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、社会的、経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2） 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3） セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動（以下この

号において「性的な言動」という。)により当該者の就業環境その他の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることに考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と共に取り組むよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(男女の人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為（身体又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

（公衆に表示する情報に関する配慮）

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、男女間における暴力等を正当化し、若しくは助長するような表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

（男女共同参画計画）

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「沖縄県男女共同参画計画」という。）を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な基本方向及び目標
- (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、沖縄県男女共同参画計画を定めるに当たっては、沖縄県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、沖縄県男女共同参画計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

（基本理念の普及啓発）

第11条 県は、基本理念に対する県民及び事業者の理解を深めるため、必要な広報活動の実施及び普及啓発に努めるものとする。

2 県は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育を通じて、男女共同参画の推進に努めるものとする。

（調査研究）

第12条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

第13条 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認められる場合は、事業者に対して、雇用その他の事業活動における男女共同参画の実態を把握するための調査を行うものとする。

（市町村との協力）

第14条 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力をを行うとともに、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めることができる。

（県民等に対する支援）

第15条 県は、県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進のための活動を支援するため、

交流の機会の提供、情報の提供、相談その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女間の暴力の防止)

第 16 条 県は、配偶者間その他の男女間の暴力を防止するため、啓発、相談、被害者に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の相談)

第 17 条 知事は、男女共同参画の推進に関し、県民又は事業者から、苦情又は申し出があった場合は、相談に応じるものとする。

(男女共同参画の状況等の公表)

第 18 条 知事は、毎年度、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。

第 3 章 沖縄県男女共同参画審議会

(設置及び権限)

第 19 条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。

(組織等)

第 20 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適當と認める者のうちから、知事が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることがある。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 4 章 雜則

(規則への委任)

第 21 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

竹富町男女共同参画推進条例

平成 23 年 4 月 1 日
条例第 3 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 8 条—第 16 条）

第 3 章 男女共同参画推進協議会（第 17 条—第 22 条）

附則

日本国憲法において、個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、我が国においては、「男女共同参画社会基本法」の制定など、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組がなされてきた。しかし、今なお性別による固定的な役割分担やそれに基づく社会慣行が残っているなど、多くの課題が残されている。

すべての町民がいきいきと暮らしていくためには、男女が互いの人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることのできる社会を実現することが必要である。

そこで、すべての町民が性別にかかわりなく個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる分野に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すとともに、心豊かで活力ある竹富町の創造を目指し、ここに条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することという。
- (3) 事業者 町内に事務所又は事業所を有する法人及び個人その他の団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならぬ。

- (1) 男女の個人としてその尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、一人ひとりがその個性と能力を発揮する機会が確保されることを旨として、男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣習が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の

社会における活動の自由な選択に対し、影響を及ぼすことがないよう配慮されること。

(3) 町における施策又は事業者における方針の立案及び決定に、男女が対等な構成員として参画する機会が確保されること。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他家庭生活における活動とその他の活動とを両立できるよう配慮されること。

(町の責務)

第4条 町は、男女共同参画社会の形成を主要な施策として位置づけ、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国際社会や国内の情勢を踏まえ、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、男女共同参画の推進に当たり、町民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携と協力を図るよう努めるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、男女が共に、職場における活動と家庭・地域における活動その他の活動とを両立することができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

3 事業者は、町が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性別による差別的取扱い

(2) 家庭、地域、職場、学校等のあらゆる場における性的、差別的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は相手方に不利益を与える行為

(3) 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 町長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画プラン」という。）を策定するものとする。

2 町長は、男女共同参画プランの策定に当たっては、町民及び事業者の意見を反映できるよう努めるとともに、第17条に規定する竹富町男女共同参画推進協議会の意見を聞くものとする。

3 前2項の規定は、男女共同参画プランの変更についてこれを準用する。

(情報の収集および調査研究)

第9条 町は、男女共同参画社会の形成の推進に関し、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(普及広報活動)

第10条 町は、基本理念に対する町民及び事業者の理解を深めるために必要な普及広報活動を実

施するものとする。

2 町は、学校教育をはじめ、家庭、地域、職場等あらゆる分野の教育を通じて、基本理念に対する理解が深まるよう努めるものとする。

(積極的改善措置)

第 11 条 町は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、町民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。
(活動の支援)

第 12 条 町は、町民及び事業者の男女共同参画社会の形成の推進に関する活動について、情報の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(家庭生活とその他の活動の両立支援)

第 13 条 町は、男女が共に、家庭生活における活動と職場や地域等における活動とを両立できるように、子育て、家族の介護等において必要な施策を積極的に推進するものとする。
(相談申出への対応)

第 14 条 町は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成の推進を阻害することの要因による人権の侵害に関して、町民又は事業者から相談の申出があった場合は、関係機関等と連携し適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情申出への対応)

第 15 条 町長は、町が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策又は男女共同参画社会の形成の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、町民又は事業者から苦情の申出があった場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、前項の申出への対応に当たり、第 17 条に規定する竹富町男女共同参画推進協議会の意見を聴くことができる。

(推進体制の整備)

第 16 条 町は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策について円滑かつ総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

第 3 章 男女共同参画推進協議会

(協議会の設置)

第 17 条 町は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策及び重要事項を調査協議するため、竹富町男女共同推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次の事項について協議し、その結果を町長に報告する。

- (1) 男女共同参画社会の形成の推進に関すること。
 - (2) 男女共同参画に関連する施策に関すること。
 - (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な活動
- (協議会の組織等)

第 18 条 協議会は、25 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、男女共同参画社会の形成について理解と熱意のある町民のうちから町長が委嘱する。

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 19 条 協議会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、必要な場合にはその職を代理する。

(会議)

第 20 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会への委任)

第 21 条 第 17 条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

竹富町男女共同参画推進委員会設置要綱

平成 22 年 10 月 25 日
訓令第 7 号

(委員会の設置)

第 1 条 本町の男女共同参画社会の形成の推進に関する施策及び重要事項を調査協議するため、竹富町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次の事項について協議し、その結果を町長に報告する。

- (1) 男女共同参画社会の形成の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関連する施策に関すること。
- (3) その他、委員会の目的を達成するために必要な活動

(委員会の組織等)

第 2 条 委員会は、副町長、総務課長、企画財政課長及び職員の中から町長が指名する者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長は副町長、副委員長は総務課長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、必要な場合にはその職を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

(委員会への委任)

第 5 条 前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この訓令は、平成 22 年 10 月 25 日から施行する。

竹富町男女共同参画推進協議会 委員名簿

任期：平成23年11月24日～平成25年11月23日

	氏 名	所 属	備 考
1	三浦 彰徳	竹富地区	
2	内盛 朋恵	竹富地区	
3	名嘉 万雄	黒島地区	
4	服部 貴美子	黒島地区	副会長
5	黒島 さと子	小浜地区	
6	野口 定松	細崎地区	
7	西里 正善	波照間地区	
8	崎山 フミ子	波照間地区	
9	佐藤 明雄	鳩間地区	
10	高山 和子	鳩間地区	
11	山城 まゆみ	西表東部地区	
12	西大舛 宮子	西表東部地区	
13	野原 廣一	西表東部地区	
14	高田 見誠	西表東部地区	
15	三盛 克美	西表西部地区	
16	中神 明	西表西部地区	
17	那根 操	西表西部地区	
18	美佐志 幸代	西表西部地区	
19	上勢頭 保	竹富町商工会 会長	
20	西表 いすず	竹富町婦人連合会 会長	会 長
21	石原 純一	竹富町子ども会育成連絡協議会 会長	～H24.7.5
	上野 寛	竹富町子ども会育成連絡協議会 会長	H24.7.6～
22	富底 義充	竹富町青年団協議会 会長	
23	高那 正八	竹富町農業委員会 会長	

竹富町男女共同参画推進委員会 委員名簿

	氏 名	所 属	備 考
1		副町長	委員長
2	西原 章恵	総務課長	副委員長
3	勝連 松一	企画財政課長	
4	加原 恵子	介護福祉課長	
5	玉城 よしみ	会計課長	
6	大浜 知司	商工観光課長	
7	小浜 義也	健康づくり課 課長補佐	
8	大盛 聰	教育委員会総務課 課長補佐	
9	上野 エミ	教育委員会教育課 係長	
10	長浜 康	農業委員会事務局 事務局長	

※役職は平成 25 年 4 月 1 日現在

用語解説

男女共同参画に対する理解を深めるために、男女共同参画に関する語句を紹介します。

(内閣府男女共同参画局ホームページ及び沖縄県男女共同参画計画より抜粋。)

アンペイドワーク

無償労働と訳され、賃金、報酬が支払われない労働、活動を意味します。

内閣府（旧経済企画庁）では、無償労働についての貨幣評価額を推計していますが、同推計においては、無償労働の範囲は、サービスを提供する主体とそのサービスを享受する主体が分離可能で、かつ市場でそのサービスが提供されるうる行動とされ、具体的には、家事、介護・看護、育児、買物、社会的行動を無償労働の範囲としています。

育児・介護休業法

平成13年2月に改正した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」は、平成3年法律第76号「育児休業等に関する法律」を名称変更・内容充実等をされたもので、その内容としては、1歳未満の子を養育する労働者、または介護が必要な家族を抱えた労働者が子の養育または家族の介護のための休業を事業主に申し出ることができるのことや、育児・介護を行う労働者の深夜業の制限など、労働者の職業生活と家庭生活との両立支援を目的としている。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

エンパワーメント

力をつけること。自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、意思決定の場での発進力。

家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようになるためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に發揮できる環境づくりが必要です。

「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

間接差別

外見上は、性中立的な規定、基準、慣行等が、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与え、しかもその基準等が職務と関連性がない等合理性・正当性が認められないものを指します。

クオータ制（割当制）

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のことです。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。

ゴール・アンド・タイムテーブル方式

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つであり、数値などの達成すべき目標と達成までの期限を明らかにし、計画的に取り組む方法です。

国際婦人年

1972年の第27回国連総会において女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975年を国際婦人年とすることが決定されました。また、1976年～1985年までの10年間を「国連婦人の十年」としました。

国連人口基金（UNFPA）

世界各国の人口政策を支援するために1969年に国連人口活動基金（United Nations Fund for Population Activities）として設立され、1987年に国連人口基金に名称変更しました（略称はUNFPAのまま）。現在は、リプロダクティブ・ヘルス／ライツと女性のエンパワーメントを主要な課題として活動しています。

国連婦人開発基金（UNIFEM）

開発途上国の女性に技術的、財政的援助を行い、自立を支援することを目的に設置された国連機関です。1976年に「国連婦人の十年のための基金」として設立され、その後1985年に「国連婦人開発基金」と名称が改められました。

女性の人権擁護、女性に対する暴力の撤廃、政策決定への女性の参加などを課題として活動してきましたが、2011年1月にUN Womenに統合されました。

国連婦人の十年

1975年の第30回国連総会において1976年～1985年を「国連婦人の十年・平等・発展・平和」とすることが宣言されました。「国連婦人の十年」の中間にあたる1980年には、コペンハーゲンで「国連婦人の十年中間世界会議」（第2回女性会議）が開かれ、「国連婦人の十年」の最終年にあたる1985年には、ナイロビで「国連婦人の十年世界会議」（第3回世界会議）が開かれ、「女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

固定的（な）性別役割分担

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。

「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。

参画

社会の様々な場に、単に「参加」するだけではなく、社会を動かす主体として施策・方針・意思決定の場に関わることです。

ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

ジェンダー（社会的性別）視点

「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していくことです。

このように、「ジェンダーの視点」でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあります。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではありません。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要があります。

女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約）

1979年12月、第34回国連総会において我が国を含む130カ国の賛成によって採択され、1981年9月に発効しました。2012年6月現在、条約の批准国は187カ国であり、我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准しました。

締約国は、条約の実施状況について、条約を批准してから1年以内に第1次報告を、その後は少なくとも4年ごとに報告を提出することとなっています。

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

1994年にカairoで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

世界女性会議

1975年の国際婦人年以降、5～10年ごとに開催されている女性問題に関する国際会議です。

第1回（国際婦人年女性会議）は1975年にメキシコシティで、第2回（「国際婦人の十年」中間年世界会議）は1980年にコペンハーゲンで、第3回（「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議）は1985年にナイロビで、第4回世界女性会議は1995年に北京で開催されました。

セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）

男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成 16 年 3 月）では、セクシュアル・ハラスメントについて、「継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意志に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。」と定義しています。

なお、「人事院規則 10-10」では、セクシュアル・ハラスメントを「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動」と定義しています。

また、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成 10 年労働省告示第 20 号）では、「職場において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの」を対価型セクシュアル・ハラスメント、「当該的な言動により女性労働者の就業環境が害されるもの」を環境型セクシュアル・ハラスメントと規定しています。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

「積極的改善措置」（いわゆるポジティブ・アクション）とは、様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

男女共同参画基本計画

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第 13 条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、現行の計画は平成 22 年 12 月 17 日に閣議決定されています。

また、都道府県及び市町村においても、男女共同参画社会基本法第 14 条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号として、公布、施行されました。

男女共同参画週間

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成 13 年度から毎年 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間を「男女共同参画週間」を設けています。

この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下に、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施しています。

男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成 6 年 7 月に閣議決定に基づき内閣に設置されました。本部は、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官及び男女共同参画担当大臣を副本部長とし、本部員は全閣僚で構成されています。

男女雇用機会均等法

正式には「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」であり、「募集及び採用」「配置及び昇任」「教育訓練」等の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図る等の措置を推進することを目的とするもので、女性労働者が性別により差別されることなく、かつ母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようになることを基本理念としている。昭和 60 (1985) 年に公布。平成 9 (1997) 年 6 月改正、平成 11 (1999) 年 4 月から施行。

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）(DV)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成 16 年 6 月 2 日公布、平成 16 年 12 月 2 日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

なお、内閣府においては、対象範囲に恋人も含むより広い概念として、「夫・パートナーからの暴力」という用語を使用する場合もあります。ここで「夫」という言葉を用いているのは、女性が被害者になることが圧倒的に多いからです。

ちなみに、一般的に使用されている「ドメスティック・バイオレンス」（Domestic Violence）や「DV」は、法令等で明確に定義された言葉ではありません。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）

この法律は「配偶者暴力相談支援センター」や「保護命令」という新しい概念を導入したものであり、配偶者からの暴力にかかる通報、相談、自立支援の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的としています。

北京宣言及び行動綱領

第4回世界女性会議で採択されました。行動綱領は12の重大問題領域にそって女性のエンパワーメントのためのアジェンダを記しています。具体的には、〈1〉女性と貧困、〈2〉女性の教育と訓練、〈3〉女性と健康、〈4〉女性に対する暴力、〈5〉女性と武力闘争、〈6〉女性と経済、〈7〉権力及び意思決定における女性、〈8〉女性の地位向上のための制度的な仕組み、〈9〉女性の人権、〈10〉女性とメディア、〈11〉女性と環境、〈12〉女児から構成されています。

無償労働

賃金や報酬が支払われない家事、育児、介護、ボランティア活動等を意味します。

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。

竹富町男女共同参画推進プラン
～ぱいぬ島 “ワインワインプラン～”

発行：竹富町企画財政課

〒907-8503 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

TEL : 0980-82-6191

FAX : 0980-82-6199

